

今月の特集



1. 法改正について
2. 助成金の見直しと新設
3. くるみん認定基準の改定

1. 法改正について

○平成 29 年 4 月 1 日より、社会保険の適用拡大について労使で合意がなされた場合、従業員 500 人以下の会社でも加入対象となります。

従業員 500 人以下の会社で働く方も、労使で合意すれば社会保険に加入できるようになります。

労使の合意とは、短時間労働者の方が社会保険に加入することについて、同意対象者の2分の1以上の同意を得た上で、事業主が、管轄の年金事務所（※）に申出することをいいます。

（※）健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合に対しても申出を行うことが必要です。

○平成 29 年 4 月 1 日からの雇用保険料率が引き下がりました。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料
一般	3/1,000	6/1,000	9/1,000
農林水産	4/1,000	7/1,000	11/1,000
建設	4/1,000	8/1,000	12/1,000

○平成 29 年 4 月 1 日から社会保険の現物給与の価格が改定されます。

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われている場合（現物給与）の価格が改訂されます。

現物給与とは・・・給与は金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅（社宅や寮など）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与といえます。

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額決定を行います。

今回の改訂・・・すべての都道府県において、食事の現物給与価格が変更になりました。

2. 助成金の見直しと新設

○平成 29 年度予算の成立に伴い、雇用保険法に基づく各種助成金について、制度の見直しや新設が行われております。

【雇用保険法施行規則の一部改正】

1. 労働移動支援助成金
2. 65 歳超雇用推進助成金
3. 特定求職者雇用開発助成金
4. トライアル雇用奨励金
5. 地域雇用開発助成金
6. 両立支援等助成金
7. 人材確保等支援助成金
8. キャリアアップ助成金（人材育成コースを除く）



9. 障害者雇用促進等助成金
 10. 生涯現役起業支援助成金
 11. 人事評価改善等助成金
 12. 人材開発支援助成金（人材育成コース）
 13. キャリアアップ助成金
 14. 指定試験機関費補助金
 15. 障害者職業能力開発助成金
 16. 認定訓練助成事業費補助金
- 【建設労働者の雇用に関する法律施行規則の一部改正】
17. 建設労働者確保育成助成金

3. くるみん認定基準の改定

○平成 29 年 4 月 1 日より、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが改正されます。

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、101 名以上の労働者を雇用する事業主は次世代を担う子供達が健やかに生まれ育成されるようにする為に事業所としても取組を行い、その具体案を明記した「一般事業主行動計画」を厚生労働省へ届出する事が義務付けられております。（雇用者が100 人以下の企業などは努力義務）

厚生労働省より認定を受けた事業者には「くるみん」ロゴマークの使用が認められ広告や求人等で用いたり、子育て支援等の取り組みを行っていることをアピールできたり、一定期間内に取得・新築・増改築した建物等について税制優遇制度（割

増償却）が受けられるといった制度をいいます。

今回の見直しの背景には過労自殺した社員が在籍していた企業が「くるみん」の認定を受けていた事例を受け、新たに時間外労働に関する認定基準を設けるなどの見直しもみこまれます。

そのため、これから認定を受ける予定の企業はもちろんのこと、認定を受けていた企業も社内の就業規則や残業状況を見直す必要が出てくる可能性があります。



（改定内容）

今までの9つの基準にプラスして下記4項目が追加されました。

- ① 正社員の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月 45 時間未満
- ② 全ての従業員が月平均の法定時間外労働 60 時間以上の正社員ゼロ
- ③ 男性の育児休業取得率 7%以上
- ④ 男性の育児目的休暇 15%以上かつ育児休業取得者 1 人以上

①②の要件をいずれも満たすこと。
③④はどちらかの要件を満たすこと。
※経過措置として平成 29 年 3 月 31 日以前の申請による認定には旧基準を適用し、平成 30 年度以降の認定状況報告からは新基準を適用します

【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 名古屋オフィス
〒450-0002
名古屋市中区区名駅 5 丁目 21-8 船入ビル 7F
TEL : 052-414-5836

本誌掲載記事等の無断転載はご遠慮ください。